

京都府医療審議会(19年11月30日開催)における保健医療計画等の審議概要

1 開催日時

平成19年11月30日(金) 午後2時00分～4時00分

2 開催場所

平安会館 1階「平安の間」

3 出席委員

森委員、上原委員、安達委員、清水(紘)委員、清水(達)委員、平塚委員、我部山委員、小田委員、中畔委員、大江委員、藤委員、澤田委員、平澤委員、飯塚委員、河北委員、菅委員、中嶋委員

4 審議の概要

①きょうと健康長寿日本一プランの最終案について

- ・ 8月31日開催の医療審議会にて報告した中間案について、「パブコメ」、「がん対策を考える府政円卓会議」の意見を踏まえ修正した内容を説明

②京都府保健医療計画の中間案について

- ・ 医療法に基づく「医療計画」、健康増進法に基づく「健康増進計画」、がん基本法に基づく「がん対策推進計画」と一体的なものとして策定。
- ・ これまでワーキンググループで議論いただいた「きょうと健康長寿日本一プラン」の内容を同計画に体系的に反映。
- ・ 本日の御議論を踏まえ、12月府議会に報告、「パブコメ」の実施、関係団体への意見照会をいただき、次回医療審議会に諮った上で、年度内に策定予定。

〈主な意見は以下のとおり〉

- ・ 国は今の時点では本気で医師を増やす気は全くない。国の考え方は、「医師が増えると医療費が増える」、「医療費を増やさないためには、医師を増やさない」という、かつての医療費亡国論の域をいまだ出していない。結局は増えない。
- ・ 問題は、地域の偏在だけではなく、勤務医の不足も大きい。多くの勤務医が疲れており、勤務状況の緩和が必要。
- ・ 若い人が経験を積み勉強をしたいと思っても、どうしても過疎地にある病院に魅力がない。こういう環境をいかに改善するかが課題。
- ・ 北部の医療機関において優秀な指導者を招き、マグネットホスピタル機能を発揮している成功例もある。
- ・ 患者の病気に対する無関心が、国民皆保険制度における不平等をまねく。
- ・ 生活習慣や病気の予防に配慮している人とそうでない人に医療保険料に差を設けるべきという議論をする時期にきている。(健康に対する自己責任)
- ・ 本計画には歯科についての記載が不十分。歯周病と生活習慣病(糖尿病)との関係も重要。「生命医療」に限らず、「生活医療」にも重点をおくべき。
- ・ 在宅医療をサポートする開業医については、京都市内は連携システムの構築、北部は開業医そのものの不足。それぞれの課題は異なる。